

# 国土交通省の取組状況等

---

## 1. 社会保険加入に向けた対策の強化

### ○ 元請企業による加入指導の強化

- ・社会保険加入について元請企業の下請企業に対する指導責任の強化を検討

### ○ 公共工事における社会保険未加入企業の排除

- ・直轄工事において、二次下請以下の対策を検討
- ・地方公共団体の発注工事においても、未加入企業の排除を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請

### ○ 未加入の建設業許可業者の「見える化」

- ・「建設業者等企業情報検索システム」に社会保険の加入状況に関する情報を追加

## 3. 加入すべき対象の明確化

### ○ 一人親方等の雇用と請負の明確化の徹底

- ・施工体制台帳や作業員名簿等において雇用と請負を明確化し、適切な保険への加入を徹底

### ○ 未加入の労働者の扱いについて明確化

- ・特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱いすべき社会保険等未加入の作業員について、工事の施工への影響を踏まえつつ、限定的に明確化

## 2. 法定福利費の確保

### ○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底

- ・立入検査による見積書の活用徹底
- ・再下請負の場合についても見積書の活用を徹底(下請指導ガイドラインの改訂)

### ○ 見積書に関する周知・啓発の徹底

- ・2次以下の下請企業を対象に見積書の作成方法に関する研修会を全国で開催
- ・小規模事業者にも使いやすいよう、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順を充実(簡易版の作成等)

## 4. 相談体制の充実、周知・啓発

### ○ 相談体制の充実

- ・全国社会保険労務士会連合会との連携強化
- ①各都道府県単位での相談窓口の設置
- ②国交省による説明会とタイアップした相談会の開催 等
- ・Q & Aの充実及び本省、地方整備局等における対応強化

### ○ 周知・啓発の徹底

- ・就労形態等に応じ加入すべき適切な保険について周知
- ・社会保険未加入対策に係る説明会を全国で開催

平成28年度 5月21日	<b>第6回 社会保険未加入対策推進協議会</b>
6月・7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地方公共団体の発注工事において未加入企業の排除を図ることを入契法に基づき要請</li> <li>□ 立入検査による、法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底</li> <li>□ 下請指導ガイドラインの改訂・取扱いについて通知           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 未加入の労働者の扱いについて明確化</li> <li>✓ 一人親方等の雇用と請負の明確化の徹底に向けた周知</li> </ul> </li> <li>□ 全国社会保険労務士会連合会との連携による相談体制の強化</li> </ul>
8月・9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 社会保険未加入対策に係る地方説明会を全国で開催</li> </ul>
11月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 小規模事業者向けの法定福利費セミナーを全国で開催</li> </ul>
<b>12月21日</b>	<b>第7回 社会保険未加入対策推進協議会</b>
平成29年度 4月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 直轄工事における現行の未加入対策について、加入に際しての負担も考慮しつつ、2次以下の下請業者にも対象を拡大           <p style="margin-left: 20px;">(※元請業者による加入指導の際の十分な猶予期間の確保や未加入に関する措置の適用の後倒しなどを含めた案について、関係者と調整した上で、最終案を平成29年2月頃に公表し、4月から施行)</p> </li> <li>□ 「建設業者等企業情報検索システム」に加入状況の情報を追加(準備が整い次第)</li> </ul>

5月～ 6月

上期ブロック監理課長等会議

- 都道府県発注工事における未加入業者の排除について、取組状況を調査し、結果を共有。  
→全都道府県において、競争参加資格審査等で、元請から未加入業者を排除している（もしくは排除することを決定している）ことを確認。
- 入札契約適正化指針等に基づき、未加入業者の排除に取り組むことを申し合わせ。

6月16日

「建設業における社会保険等未加入対策について」(総行行第123号・国土入企第6号)発出

- 今年4月に公表した入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果を踏まえ、適正化指針に沿って、下請業者も含めて社会保険等未加入業者の排除の措置を速やかに講じるよう、入札契約適正化法に基づき要請。

10月14日

「公共工事の円滑な施工確保について」(総行行第202号・国土入企第18号)発出

- 10月11日に成立した第2次補正予算も含めた今後の公共工事の円滑な施工確保を図るため、適正な価格での契約及び社会保険等未加入業者の排除等を通じて技能労働者等への適切な水準の賃金を支払うことなどにより、就労環境の改善に努めるよう、入札契約適正化法に基づき要請。

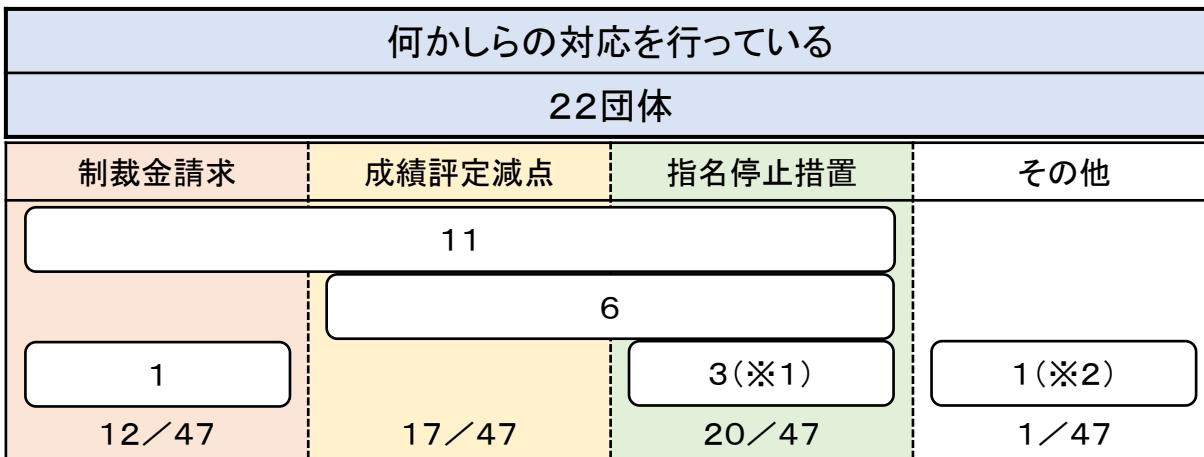
10月～11月

下期ブロック監理課長等会議

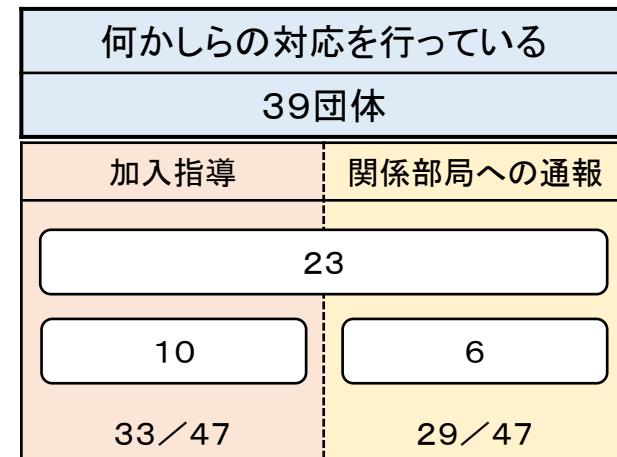
- 都道府県発注工事における、下請からの未加入業者の排除について、取組状況を調査し、結果を情報共有。  
→各都道府県の取組状況を確認（次項）
- 引き続き、入札契約適正化指針等に基づき、下請も含めて未加入業者の排除に取り組むことを申し合わせ。

## 一次下請に未加入業者が確認された場合

### 元請業者への対応



### 未加入業者への対応

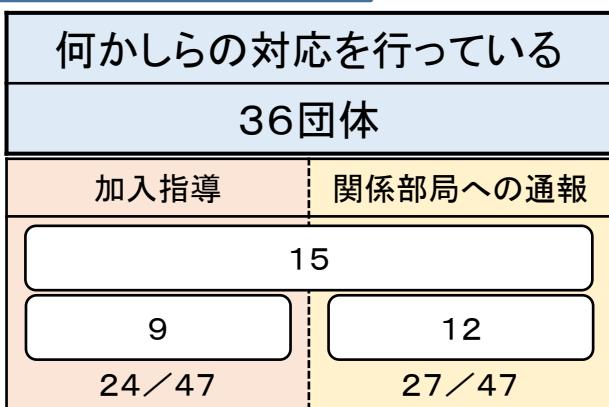


※1 低入札価格工事の場合(1団体)、指導を行っても加入されない場合(2団体)

※2 次回からは加入業者と契約するよう要請

## 二次以下の下請に未加入業者が確認された場合

### 未加入業者への対応



元請業者・未加入業者いずれにも  
特に対応を行っていない都道府県

一次の下請	… 7団体
二次以下の下請	… 11団体

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に施行
- 社会保険未加入対策の取組状況を踏まえ、ガイドラインを以下のとおり改訂するとともに、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(平成28年7月28日付国土建第429号)でその取扱いについて明確化

## ガイドライン改訂の主な内容

### 法定福利費を内訳明示した見積書の提出について

(平成28年7月28日より施行)

- 法定福利費の確保のためには法定福利費を内訳明示した見積書の提出の更なる徹底が不可欠
- 法定福利費を内訳明示した見積書について、再下請負の場合も含めて活用を徹底するよう、取扱いを明確化

## ガイドラインの取扱いについて

### 適切な保険への加入が確認できない作業員の扱いについて

- 「下請指導ガイドライン」では、「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとすべきである」としている
- 特段の理由は、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下に限定すべきことを明確化
  - ①当該作業員が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合(雇用保険は該当しない)
  - ②当該作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
  - ③当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

※上記「特段の理由」により現場入場が認められる場合は、「下請指導ガイドライン」上の扱いに限ったものであり、当然ながら法令上の加入義務が無くなるものではない

### 雇用と請負の明確化について

- 現場に入場する各作業員が就労形態に応じて入るべき保険を明確化するため、以下の方針を徹底することを周知
  - ・元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
  - ・下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分したうえで、労働者である社員については保険加入を適切に行うとともに、請負関係にある者については、再下請負通知書を適切に作成すること

# 社会保険等未加入対策に関する地方説明会について

○8月より全国10箇所(各地方整備局のブロック毎に1箇所)にて建設業関係団体・企業や行政関係者等が参加する説明会を開催し、社会保険未加入対策に係る施策の周知及び意見交換を実施した。(合計で約2500名が参加)

○今年度は、説明会後に社会保険労務士による個別相談会を実施して企業が1対1で相談できる取組を新たに行つた。

## 1. 実施概要

日付	場所	参加者数	
		業界	行政
8月4日	北海道開発局	126名	36名
8月24日	中国地方整備局	101名	38名
8月25日	北陸地方整備局	132名	22名
8月29日	近畿地方整備局	191名	94名
8月31日	四国地方整備局	51名	20名
9月7日	中部地方整備局	295名	77名
9月8日	九州地方整備局	58名	54名
9月15日	沖縄総合事務局	167名	112名
9月27日	関東地方整備局	410名	200名
10月17日	東北地方整備局	140名	40名



## 2. 当日の説明内容

- ① 社会保険加入に向けた対策の強化
- ② 法定福利費の確保
- ③ 加入すべき対象の明確化
- ④ 相談体制の強化
- ⑤ その他:建設業の担い手・確保の取組(厚生労働省)

## 3. 当日の主な質疑の内容

- (地方公共団体)
- ・工事からの未加入業者の排除に向けた対策の導入について
- (建設企業)
- ・平成29年以降の、下請指導ガイドラインに基づいた未加入労働者の排除について
  - ・社会保険制度の基本的な適用対象について

# 「法定福利費セミナー」の開催について

## 課題

- 2次以下の下請企業を含めて見積書の活用を広げていくにあたり、見積書の作成方法に関する理解が不足していることが課題の一つ

## セミナーの開催

- 主に下請となる企業等を対象としたセミナーを開催し、法定福利費を内訳明示した見積書の作成方法などについて解説
- セミナー後には、社会保険制度や加入手続きなどについて社会保険労務士が相談に応じる「個別相談会」も実施
- セミナーで使用した教材は、終了後にホームページ等に公表し、広く活用を図る

【セミナーの内容】 ①社会保険制度の概要 ②社会保険料の算出方法 ③法定福利費を内訳明示した見積書の作成方法

日 会 時 場		日 時	会 場
札幌	平成28年11月22日(火)13:00～15:00	かでる2・7	
仙台	平成28年12月02日(金)13:00～15:00	フォレスト仙台	
東京	平成28年11月15日(火)13:00～15:00	ミツヤ虎ノ門ビル	
金沢	平成29年01月13日(金)13:00～15:00	石川県建設総合センター	
名古屋	平成28年12月14日(水)13:00～15:00	愛知建設業会館	
大阪	平成28年12月12日(月)13:00～15:00	オーエックス梅田ビル新館5階	
岡山	平成28年11月28日(月)13:00～15:00	岡山建設会館	
松山	平成28年12月08日(木)13:00～15:00	ひめぎんホール	
福岡	平成29年01月23日(月)13:00～15:00	福岡商工会議所	
浦添	平成28年12月06日(火)13:00～15:00	沖縄建設労働者研修福祉センター	
時間割	セミナー…13:00～15:00	社会保険労務士による個別相談…15:10～17:00	

※全ての会場について申込みは終了しています。

小規模業者などの社会保険への加入を進めるため、実際の社会保険加入手続等に関する専門的な相談を受け付ける体制の整備も重要なことから、全国社会保険労務士会連合会と連携し、以下のとおり相談体制の充実を図った。

(連携の内容)

## 1 建設企業向け無料相談窓口の設置

47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、建設企業の皆様から社会保険加入等に関する相談を受け付け、社会保険労務士が電話相談に応じます。

### 【ご利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。
- ②都道府県社会保険労務士会が選任した社会保険労務士から折り返しのご連絡の中で、ご相談に応じいたします。（※原則、コールバックで対応。訪問対応に係る費用については、個別にご相談下さい。）

## 2 安全大会等における講演、個別相談会の実施

建設事業者等で開催している安全大会、安全衛生大会、総会等において、都道府県社会保険労務士会が選任する社会保険労務士が、社会保険加入等に関する講演及び個別相談会に対応します。

### 【ご利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。
- ②依頼内容に応じ、都道府県社会保険労務士会にて社会保険労務士を選任・派遣します。
- ③社会保険労務士が、1) 社会保険未加入対策等に関する講演、2) 大会等プログラム中又は終了後等に社会保険の加入等に関する個別相談会の実施、に対応します。  
(※費用については個別にご相談下さい。)

全国社会保険労務士会連合会との連携の一環として、今年度に国土交通省で開催した、「社会保険未加入対策に関する地方説明会」及び「法定福利費セミナー」では、説明の終了後に、各都道府県の社会保険労務士会にご協力いただき、企業の相談に個別に応じるための個別相談会を開催。

## ○社会保険未加入対策に関する地方説明会(平成28年8～10月)

- ・建設企業や団体を対象に、国土交通省より、社会保険未加入対策係る施策等について説明
- ・希望する企業に対しては、各都道府県の社会保険労務士会にご協力いただき、説明会終了後に個別相談を実施

## ○法定福利費セミナー(平成28年11月～平成29年1月)

- ・主に下請となる建設企業を対象に、講師より、法定福利費を内訳明示した見積書の作成方法について説明
- ・希望する企業に対しては、各都道府県の社会保険労務士会にご協力いただき、セミナー終了後に個別相談を実施

### 主な相談内容

#### ○下請企業を指導する元請企業の立場から

- ① 下請企業を社会保険に加入させるにあたってどのように指導したらよいか
- ② 下請企業の提出した標準見積書の請求内容の妥当性の検証はどのようにしたらよいか

#### ○作業員を雇用する下請企業の立場から

- ① 一人親方と従業員の線引きはどのように考えればよいか
- ② 従業員を社会保険に加入するよう説得したいがどうすればよいか
- ③ 社会保険の適用関係について詳しく教えてほしい(「同居の親族」「季節労働者」「アルバイト」「外国人」など)
- ④ 見積書で内訳明示するため、法定福利費はどのように計算すればよいのか

## 社会保険関係のデータ等

## 1. 加入指導状況(平成28年9月現在)

平成24年11月から平成28年9月までの社会保険等の加入指導状況は以下のとおり		【以下参考 (28年3月時点)】	
○これまでに確認した申請等件数	489, 886件	(429, 239件)	
・申請等件数のうち既に加入していた件数	432, 675件	(88.3%)	(376, 426件 (87.7%))
・申請等件数のうち未加入であったため、指導を受けた件数	57, 211件	(11.7%)	(52, 813件 (12.3%))
【指導を受けた件数の内訳】			
加入した件数	21, 330件	(37.3%)	(19, 394件 (36.7%))
加入しなかったため社会保険等担当部局へ通報した件数	30, 899件	(54.0%)	(25, 784件 (48.8%))
指導中又は加入確認待ちの件数	4, 982件	(8.7%)	(7, 635件 (14.5%))

## 2. これまでの取り組み

国土交通省及び47都道府県では、建設業法に基づく建設業者で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)への未加入業者を対象に、平成24年11月から社会保険等への加入を強く指導してきており、平成29年度までに建設業者の社会保険等の加入率が事業者単位で100%の目標を達成するため以下の取り組みを行っている。

## ○建設業法施行規則、告示の改正(平成24年5月)

- ・建設業の許可申請書及び施工体制台帳の記載事項に「健康保険等の加入状況」を追加
- ・経営事項審査申請書の評価項目を各保険毎に細分化し減点幅を拡大

## ○社会保険加入状況の把握、確認・指導等(平成24年11月より)

- ・建設業許可部局における建設業許可・更新申請及び経営事項審査申請並びに立入検査時に加入状況を確認し未加入業者に対し加入指導を実施
- ・加入指導に従わない未加入業者は厚生労働省の社会保険等担当部局へ通報

## ○建設業法に基づく「監督処分基準」の改定(平成24年10月)

- ・指導に従わない未加入業者に対する監督処分基準を改定

## ○国土交通省直轄工事における発注者と建設業所管部局が連携して行う社会保険等未加入対策に関する指導

- ・平成26年8月より、国土交通省直轄工事において、発注部局が元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における全ての下請業者の加入状況を確認し、未加入業者である場合には建設業所管部局が加入指導を実施
- ・平成27年3月に通知を改正し、下請金額の総額にかかわらず、本年4月1日より全ての工事に対象範囲を拡大

## ○H27年11月～社会保険加入指導の前倒し

- ・現在、許可更新時に行っている保険の加入指導について、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対しては、前倒しで指導を実施

建設業許可部局による社会保険等加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況  
(平成24年11月～平成28年9月まで)

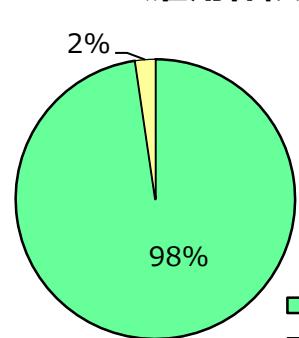
「申請等件数」：建設業許可部局に申請した建設業の許可申請及び経営事項審査の申請並びに建設業許可部局による立入検査の合計件数。  
 「既加入件数」：「申請等件数」のうち、既に社会保険等に加入していた建設業者の件数。  
 「指導件数」：「申請等件数」のうち、社会保険等に未加入であった建設業者を建設業許可部局が加入指導した件数。  
 「加入件数」：「指導件数」のうち、社会保険等に加入した建設業者の件数。  
 「通報件数」：「指導件数」のうち、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省保険担当部局に通知した件数。  
 「加入確認待ち件数」：「指導件数」のうち、指導後、一定猶予期間が経過していない等の理由により加入の確認ができない建設業者の件数。

	申請等			指導		加入		通報		加入確認待ち	
	申請等件数 (a)	既加入件数 (b)	既加入率 (b)/(a)	指導件数 (c)	指導率 (c)/(a)	加入件数 (e)	加入率 (e)/(c)	通報件数 (f)	通報率 (f)/(c)	件数 (d)=(c)-(e)-(f)	比率 (d)/(c)
北海道・東北	61,283	55,856	(91.1%)	5,427	(8.9%)	2,072	(38.2%)	2,716	(50.0%)	639	(11.8%)
関東	143,476	115,520	(80.5%)	27,956	(19.5%)	9,657	(34.5%)	15,901	(56.9%)	2,398	(8.6%)
北陸	22,508	20,912	(92.9%)	1,596	(7.1%)	768	(48.1%)	538	(33.7%)	290	(18.2%)
中部	54,530	47,500	(87.1%)	7,030	(12.9%)	2,288	(32.5%)	4,641	(66.0%)	101	(1.4%)
近畿	90,747	81,834	(90.2%)	8,913	(9.8%)	3,344	(37.5%)	4,737	(53.1%)	832	(9.3%)
中国	31,620	29,890	(94.5%)	1,730	(5.5%)	748	(43.2%)	736	(42.5%)	246	(14.2%)
四国	18,342	17,688	(96.4%)	654	(3.6%)	403	(61.6%)	245	(37.5%)	6	(0.9%)
九州・沖縄	67,380	63,475	(94.2%)	3,905	(5.8%)	2,050	(52.5%)	1,385	(35.5%)	470	(12.0%)
合計	489,886	432,675	(88.3%)	57,211	(11.7%)	21,330	(37.3%)	30,899	(54.0%)	4,982	(8.7%)
大臣	14,410	14,372	(99.7%)	38	(0.3%)	33	(86.8%)	2	(5.3%)	3	(7.9%)
知事	475,476	418,303	(88.0%)	57,173	(12.0%)	21,297	(37.3%)	30,897	(54.0%)	4,979	(8.7%)

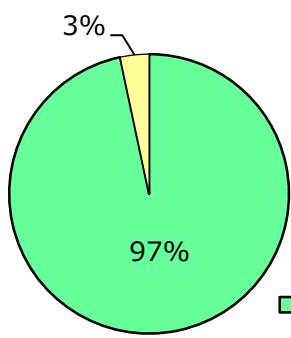
- 公共事業労務費調査（平成27年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
  - ・企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+1.4%] 、**健康保険では97%** [対前年度比+2.4%] 、**厚生年金保険では96%** [対前年度比+2.5%] となっています。
  - ・労働者別の加入率は、**雇用保険では82%** [対前年度比+2.8%] 、**健康保険では77%** [対前年度比+4.5%] 、**厚生年金保険では74%** [対前年度比+5.0%] となっています。

## 企業別

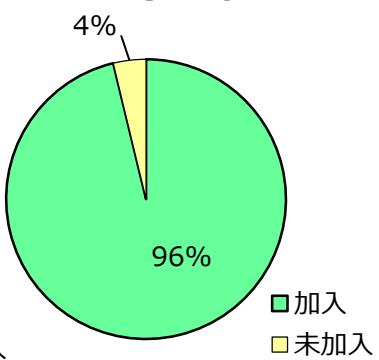
### <雇用保険>



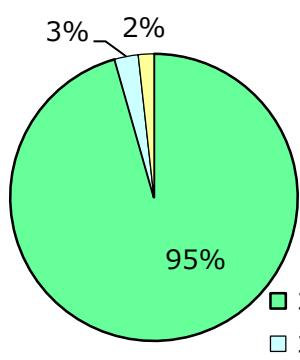
### <健康保険>



### <厚生年金>



### <3保険>

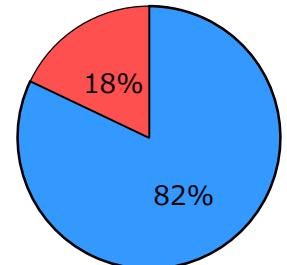


### 企業別・3保険別加入割合の推移

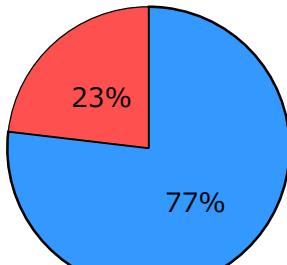
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%

## 労働者別

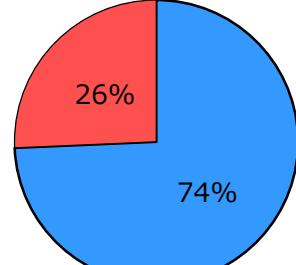
### <雇用保険>



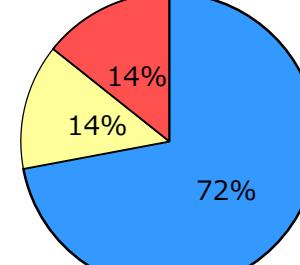
### <健康保険>



### <厚生年金>



### <3保険>



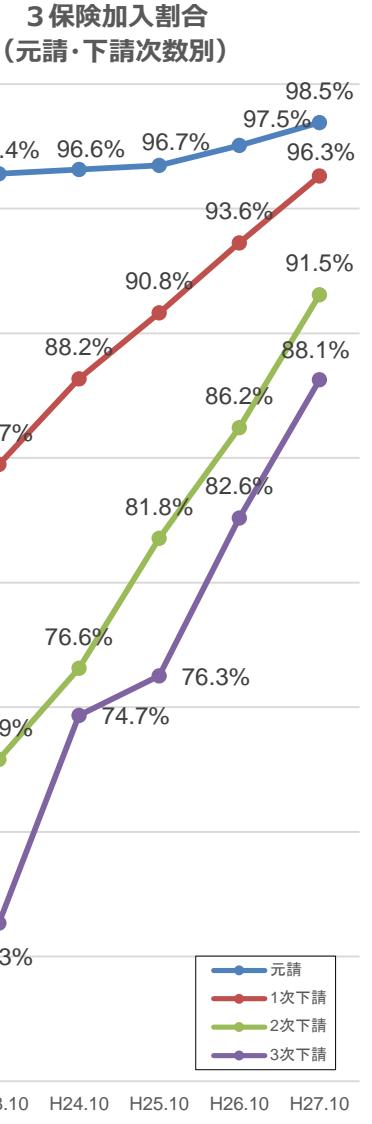
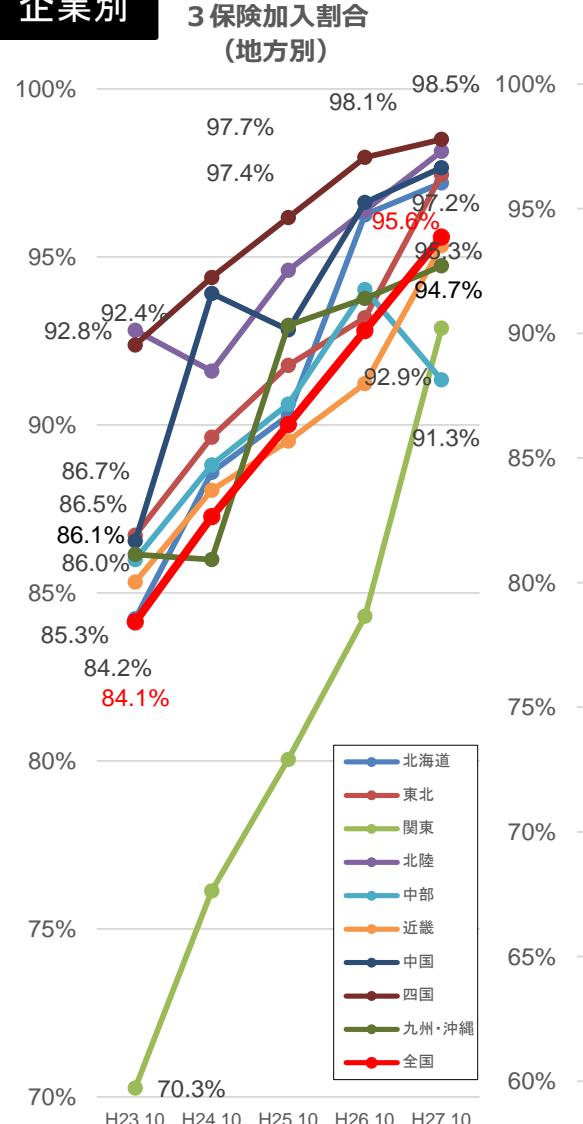
### 労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%

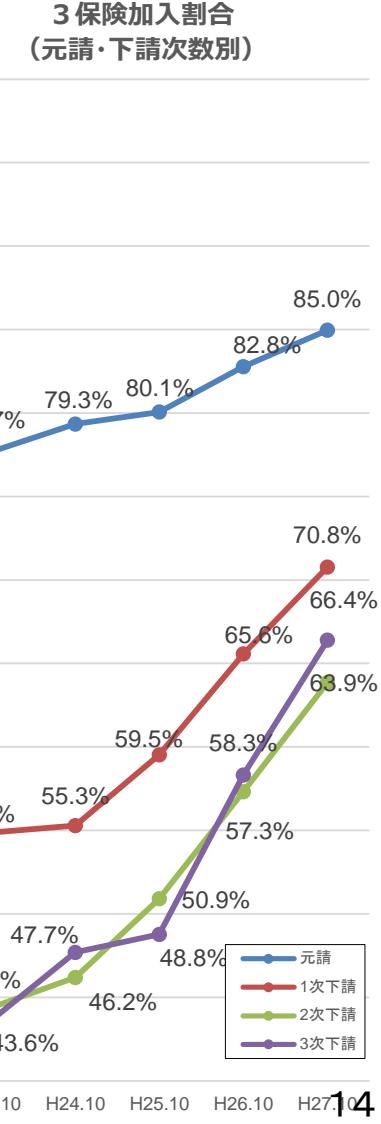
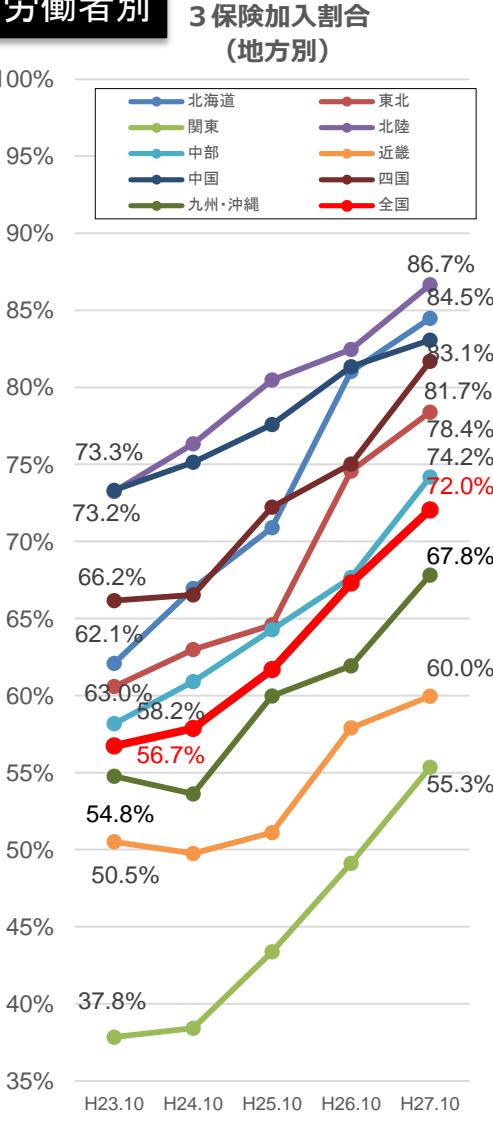
■3保険加入  
■3保険いずれか加入  
■未加入

- 公共事業労務費調査(平成24年～平成27年10月調査)における3保険加入状況をみると、全体的に加入割合は上昇傾向にあります。特に労働者別の加入割合について、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。

## 企業別



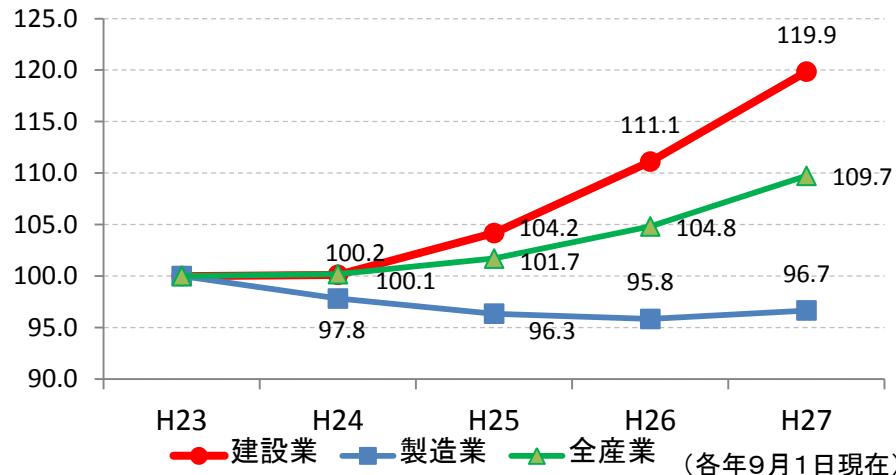
## 労働者別



- 厚生年金保険及び雇用保険の適用状況に関して、平成23年を100とした場合の適用事業所数・被保険者数の推移は、両保険について増加している。

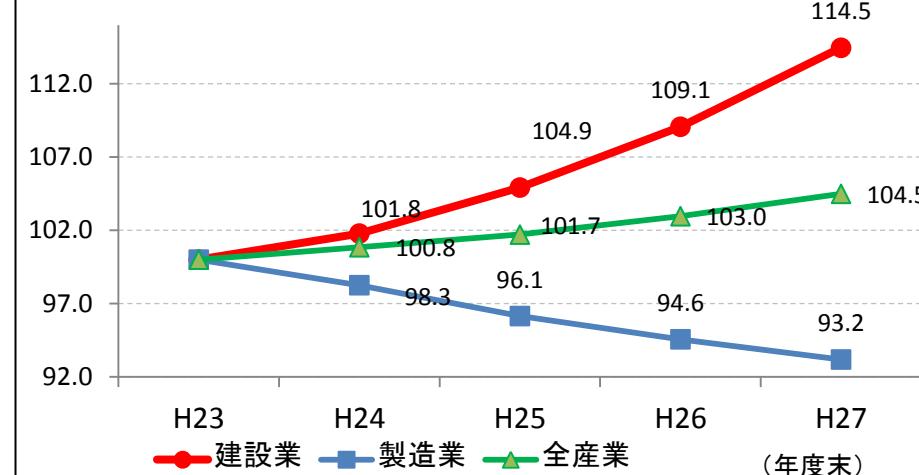
厚生年金保険

厚生年金適用事業所数の推移 (H23=100)

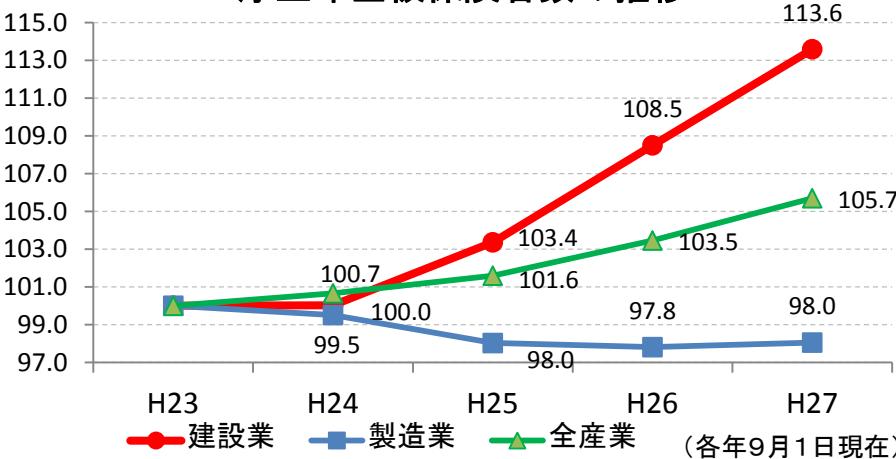


雇用保険

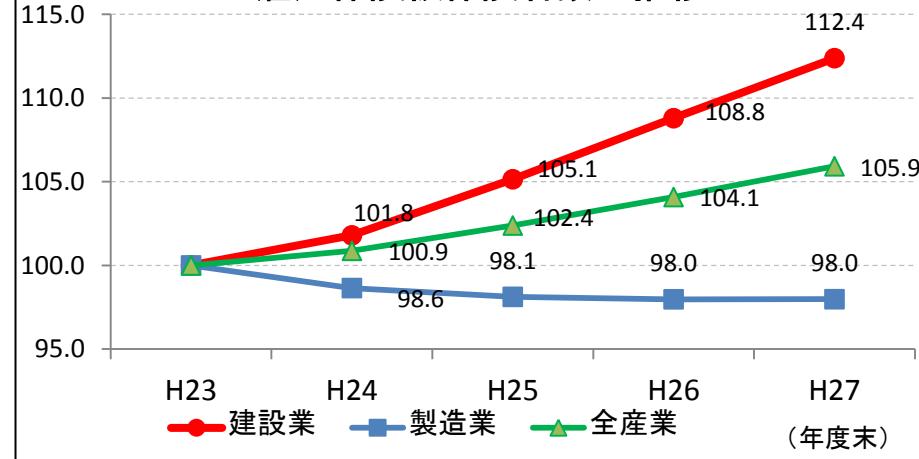
雇用保険適用事業所数の推移 (H23=100)



厚生年金被保険者数の推移 (H23=100)



雇用保険被保険者数の推移 (H23=100)

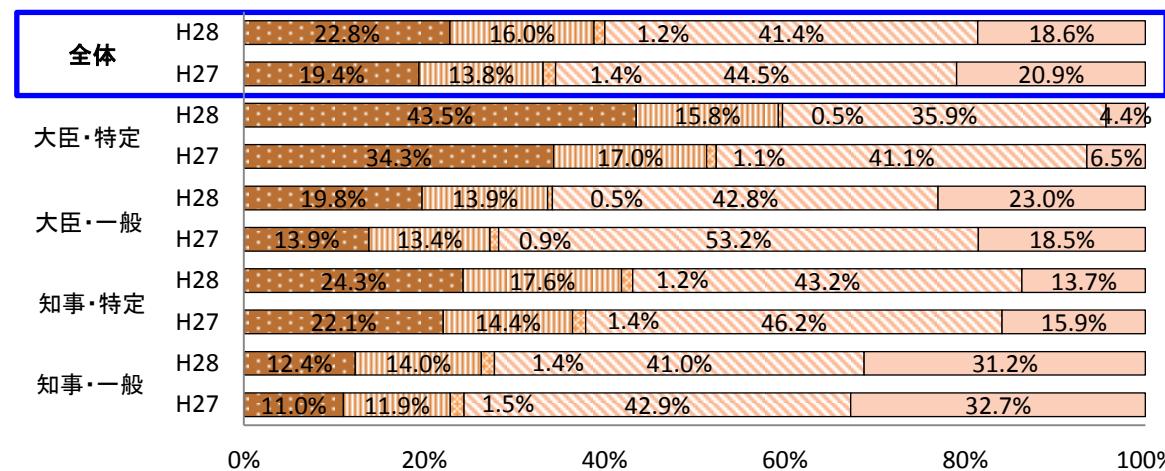


## 平成28年度 下請取引実態調査の結果

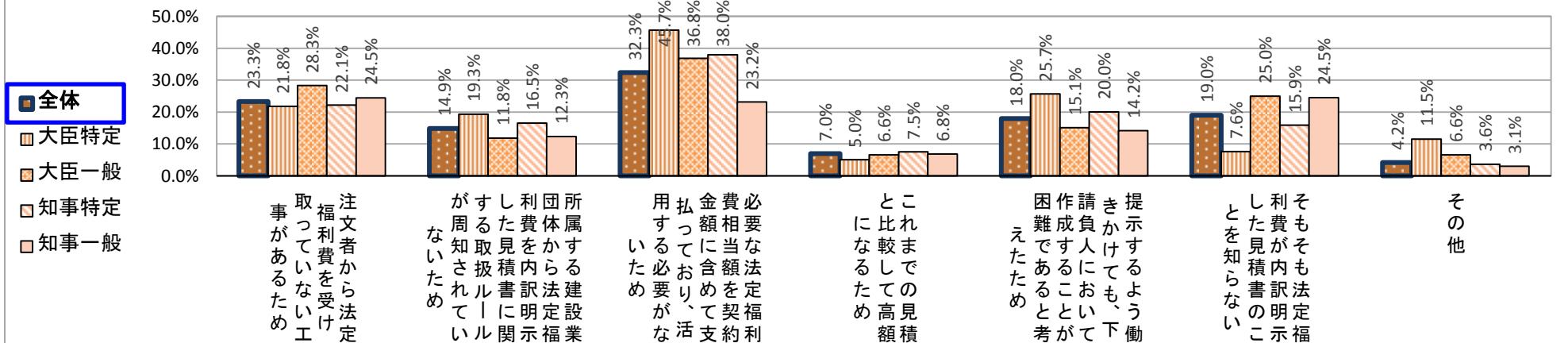
- 元請負人が下請負人に対し、法定福利費が明示された見積書の提示を「全て」又は「一部」の下請契約で働きかけているとの回答は合わせて38.8%であり、昨年度から5.6ポイント増加した。
- 働きかけていない理由としては、「必要な法定福利費相当額を契約金額に含めて支払っており、活用する必要がないため」が32.3%で最も多かった。

## 【法定福利費が内訳明示された見積書の提示に係る下請負人への働きかけ】

- 1 全ての下請契約で提示するよう働きかけている
- 2 一部の下請契約では提示するよう働きかけている
- 3 以前は提示するよう働きかけていたが、現在は働きかけていない
- 4 現在は働きかけないが、今後締結する下請契約では働きかけていくことを検討している
- 5 働きかける予定はない



## 【法定福利費が内訳明示された見積書の提示を働きかけない理由】

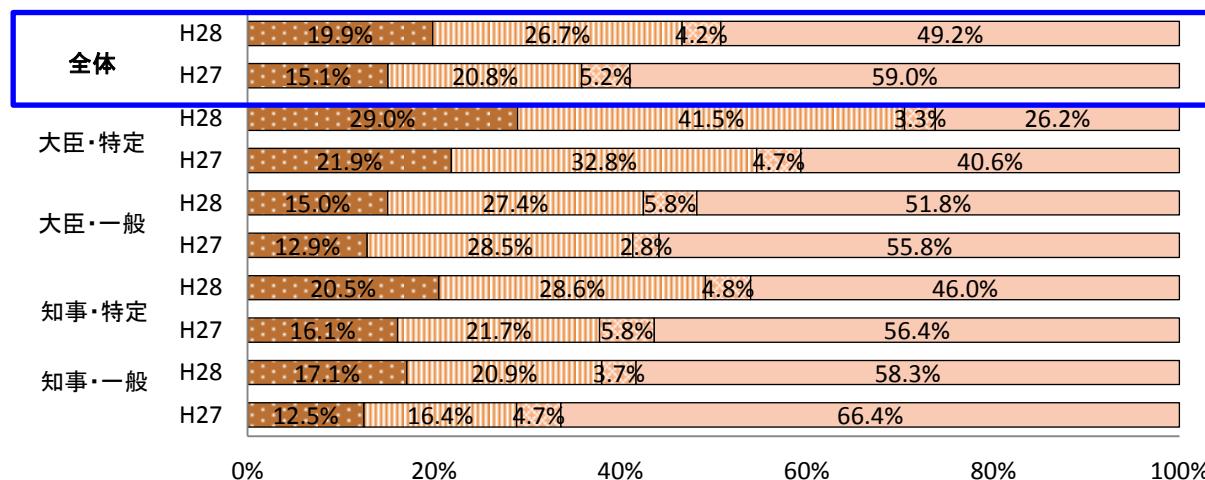


## 平成28年度 下請取引実態調査の結果

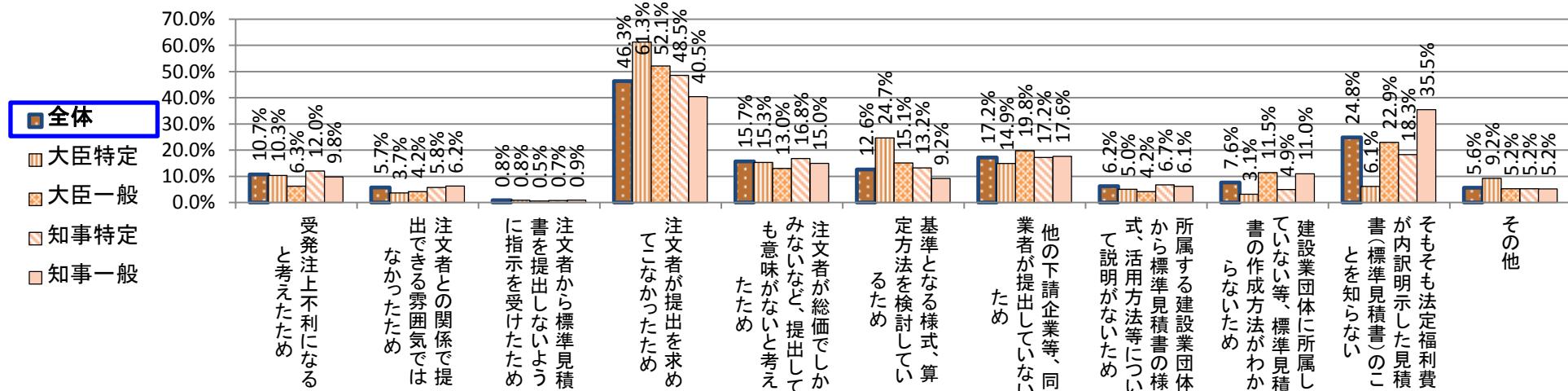
- 法定福利費が内訳明示された見積書の活用状況については、「全て」又は「一部」の工事で提出しているとの回答は合わせて46.6%で、昨年度から10.7ポイント増加した。
- 提出しない理由としては、「注文者が提出を求めてこなかった」(46.3%)との回答が最も多かった。知事一般建設業者に関しても、同回答が最も多かった。(昨年は「そもそも法定福利費を内訳明示した見積書のことを知らない」が最多。)

## 【下請負人の法定福利費が内訳明示された見積書(標準見積書)の活用状況】

- 1 全ての工事で提出している
- 2 一部の工事で提出している
- 3 提出していない  
(法定福利費が内訳明示された見積書は作成済み)
- 4 提出していない  
(法定福利費が内訳明示された見積書を未作成)



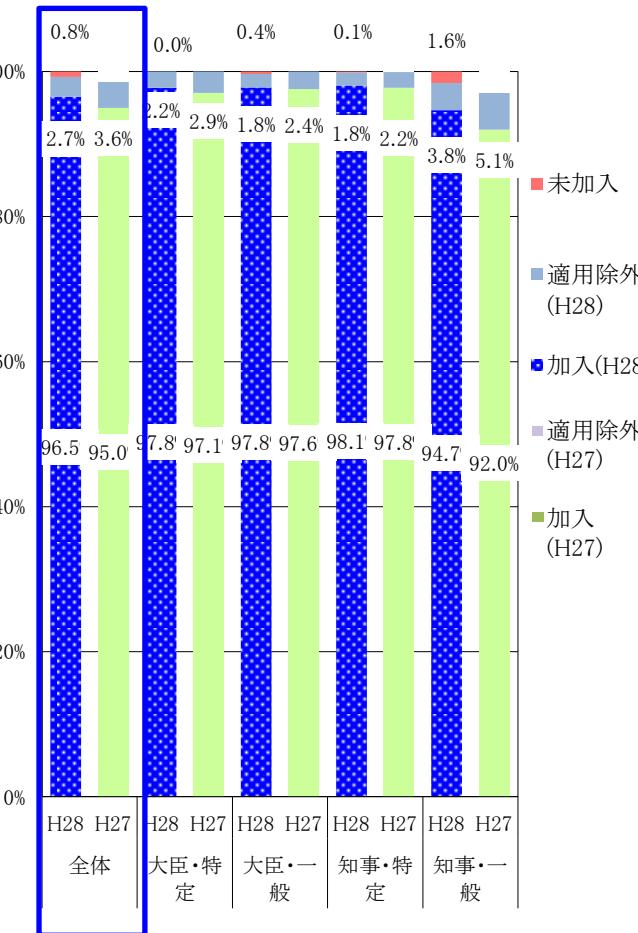
## 【下請負人が標準見積書を提出しない理由】



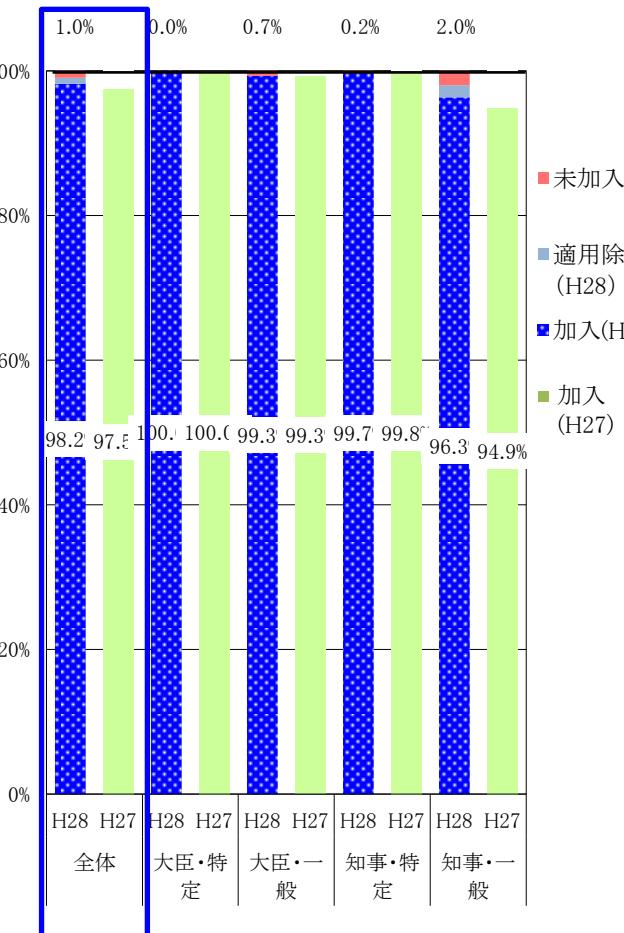
# 平成28年度 下請取引実態調査の結果

- 健康保険、年金保険、雇用保険の3保険の加入状況については、全て昨年度より加入している割合が増加した。
- 全ての許可区分別において、加入率が90%を超え、各保険とも加入している割合が増加している。

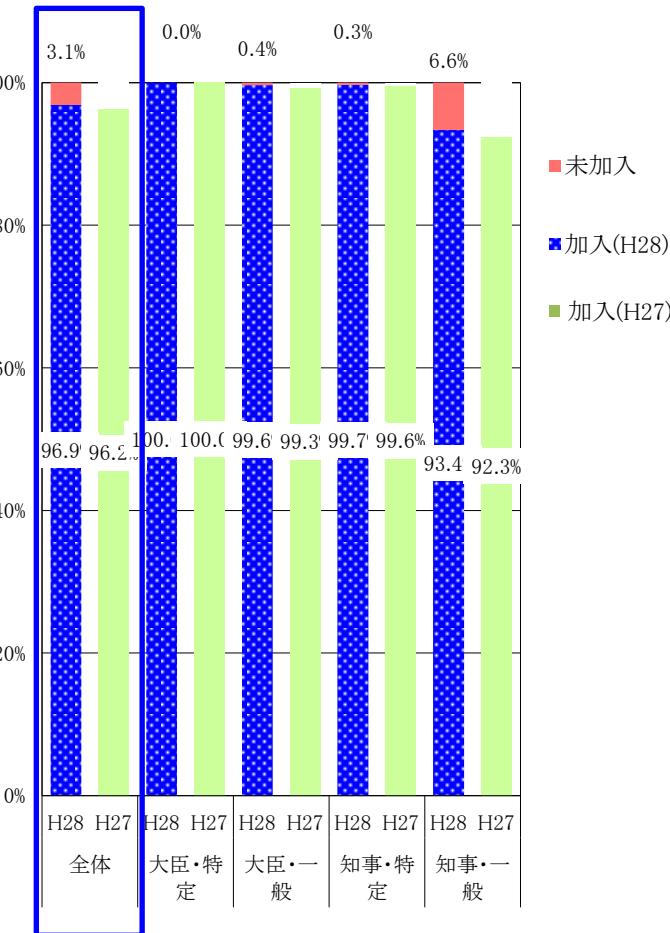
## 健康保険の加入状況



## 年金保険の加入状況



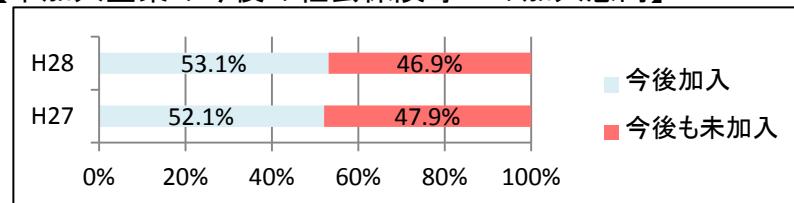
## 雇用保険の加入状況



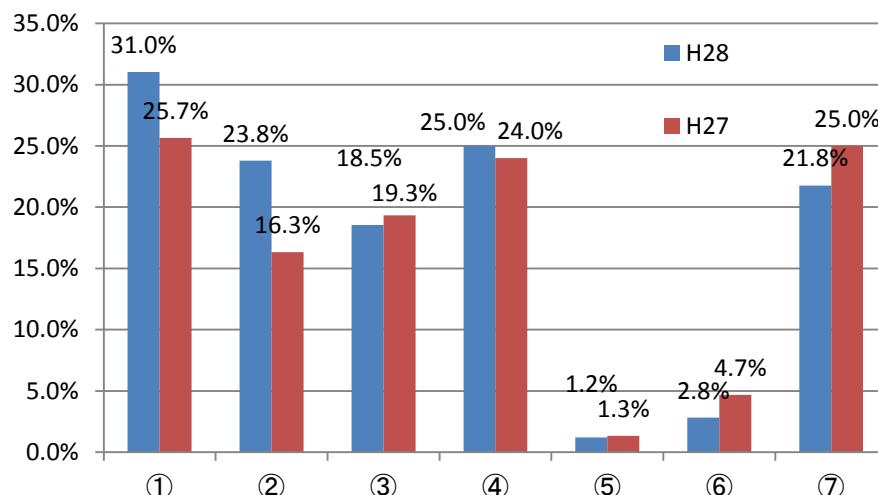
## 平成28年度 下請取引実態調査の結果

- 3保険のいずれかで未加入と回答した企業のうち、「今後加入する」と回答した企業は53.1%で昨年度より増加。
- 今後加入する理由としては、「①許可行政庁から指導を受けたから」(31.0%)、「④未加入だと元請負人から工事を受注できないから」(25.0%)が多かった。
- 今後も加入しない理由としては、「⑬自社には加入させるべき技能労働者がいない」(46.1%)が多かった。

【未加入企業の今後の社会保険等への加入意向】

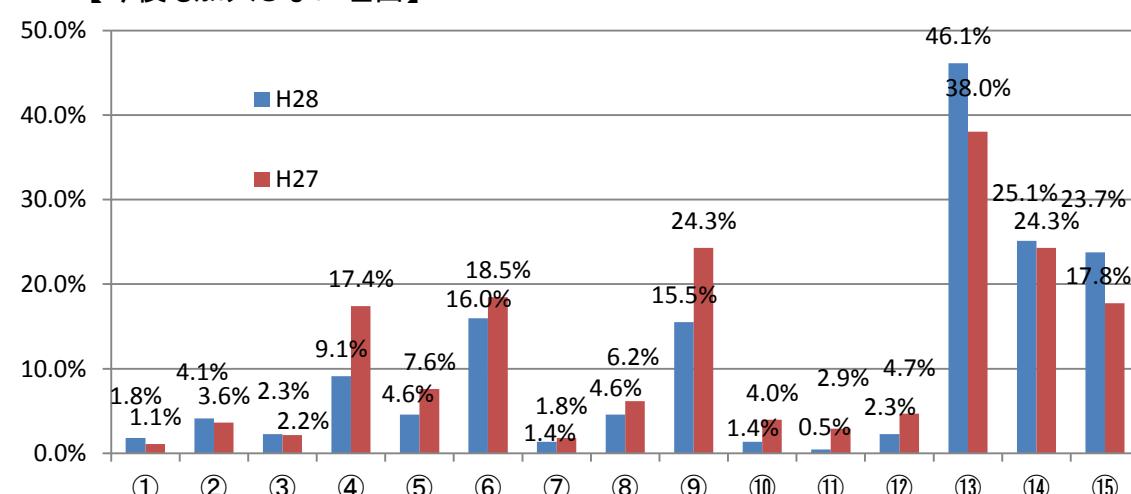


【今後加入する理由】



- ①許可行政庁から指導を受けたから
- ②未加入だと入札資格審査を受けられないから
- ③元請負人から指導を受けたから
- ④未加入だと元請負人から工事を受注できないから
- ⑤今回、公共工事設計労務単価が上昇したから
- ⑥元請人が法定福利費を考慮してくれるようになったから
- ⑦その他

【今後も加入しない理由】



- ①公共工事の発注者や元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない。
- ②公共工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない。
- ③民間工事の発注者や元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない。
- ④民間工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない。
- ⑤受注者の立場では、発注者や元請人に対し、法定福利費を求めづらい。
- ⑥赤字補填や運転資金に充当する必要があり、社会保険等に加入する余裕がない。
- ⑦建設機械の購入など他の用途に充当したい。
- ⑧他社との競争上、法定福利費を負担することができない。
- ⑨経営の先行きが不透明で経費増となる加入に踏み切れない。
- ⑩加入させるためにいくら必要なのかがわからない。
- ⑪加入させるための手続きがよくわからない。
- ⑫技能労働者本人が加入したがらない。
- ⑬自社には加入させるべき技能労働者がいない。
- ⑭いずれ廃業する予定である。
- ⑮その他

# 今後のスケジュール

---

# 社会保険未加入対策推進協議会について

## I. 中建審提言 (H24.3月 抜粋)

「今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。」

## II. 社会保険未加入対策推進協議会

### 1 全国協議会

社会保険未加入対策を行政、建設業団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、行政、建設業団体、関係団体により、「社会保険未加入対策推進協議会」を設置し、情報共有や意見交換などを行っている。

#### (1) 参加団体等

学識経験者、建設業団体・発注者団体・労働者団体

厚生労働省・日本年金機構(社会保険担当部局)、国土交通省(建設業担当部局)

#### (2) 開催状況

第1回:H24年 5月29日 社会保険未加入対策の推進の申し合わせ、社会保険加入促進計画の作成依頼 など

第2回:H24年10月31日 社会保険加入促進計画の公表、法定福利費の標準見積もりの取りまとめ など

第3回:H25年 9月26日 社会保険加入促進計画のフォローアップ調査、標準見積書の一斉活用申し合わせ など

第4回:H27年 1月19日 社会保険未加入対策に関する各種調査、法定福利費確保に向けた申し合わせ など

第5回:H27年12月18日 社会保険未加入対策に関する各種調査、未加入対策の強化に向けた申し合わせ など

第6回:H28年 5月20日 目標年次である平成29年度に向けた社会保険未加入対策の取組方針 など

### 2 地方協議会

各地方ブロックにおいても、地方整備局が事務局となって、地域の実情に応じた加入徹底をきめ細かく行う観点から、地方協議会を設置し、情報共有や意見交換などを行っている。

## III. 加入促進計画の策定・実施

協議会に参加している各建設業団体は、それぞれの立場から社会保険加入を計画的に進めるため、計画期間を5年間とする「社会保険加入促進計画」を策定し、毎年フォローアップを行うこととしている。

## IV. 社会保険未加入対策の目標

「平成29年度までに事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指す」

# 平成29年度のスケジュール

## ① 加入促進計画のとりまとめ

平成29年5月(予定) 第1回 建設業社会保険推進連絡協議会(仮称)

- 名称を変更：「建設業社会保険推進連絡協議会」(仮称)  
…5年間の未加入対策の計画期間の終了を受けて、協議会の名称を変更する
- 5年間の社会保険未加入対策の総括
  - (行政)①社会保険未加入対策の目標の達成状況の把握  
②目標未達の地域・業種等について、追加的な対応をとりまとめ
  - (各団体)①「加入促進計画」(第2回推進協議会で各団体作成)のフォローアップ、  
②目標未達の場合は追加的な対応をとりまとめ

追加的な対策の実施

## ② 実態調査による課題の把握

平成29年春頃～(予定) 《社会保険の加入状況等に関する実態調査》

- 社会保険未加入対策の5年間の計画期間の終了を受けて、現場の種別等に応じた課題を客観的に把握するため、実態調査を実施

## ③ 目標の達成状況の把握

平成29年中(予定) 第2回 建設業社会保険推進連絡協議会(仮称)

- 企業別／労働者別の社会保険加入状況の把握、目標の達成状況の詳細を分析・確認
- 実態調査を受けた課題の整理
- 上記の結果を受けて、課題に対応した追加的な対策をとりまとめ

## 目標

「平成29年度までに事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指すべきである」（平成24年1月の中建審とりまとめ）

## 把握方法

### （1）企業別目標

- 建設業許可更新時等の加入指導記録等から把握

※平成24年11月から許可更新時等の加入指導を開始したため、5年に1度の許可の更新が一巡するのは平成29年10月末

### （2）労働者別目標

- 統計（厚生労働省「雇用保険事業年報」「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」、総務省「労働力調査」等）を用いて「建設業」及び「製造業」の加入率を推計

※平成28年度末時点の「雇用保険事業年報」は平成29年11月頃、「厚生年金保険業態別規模別」は平成29年8月頃に発表される見込み

## スケジュール

### ①平成29年5月頃（予定） 第1回建設業社会保険推進連絡協議会

各種調査等を用いて、目標の達成状況を確認（この時点で把握可能な範囲で）

### ②平成29年中（予定） 第2回建設業社会保険推進連絡協議会

（1）建設業許可更新時の加入指導一巡、（2）加入率の推計に必要な関連統計の公表を受けて、目標の達成状況の詳細を確認

# 老齢年金の受給資格要件の改正について



厚生労働省年金局事業管理課

平成28年12月21日

# 老齢年金の受給資格期間の短縮

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が平成28年11月24日に公布（平成28年法律第84号）。

○老齢基礎年金等の受給資格期間を25年から10年に短縮する改正の施行期日 平成29年8月1日

## ○受給資格期間の短縮

老齢基礎年金等の受給要件を満たすために必要な受給資格期間※を25年から10年に変更。

※受給資格期間：国民年金の保険料納付済・免除期間、厚生年金や共済年金等の加入期間、合算対象期間（いわゆるカラ期間）

### ＜受給資格期間を満たすための制度＞

#### ・国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たしていない者は、最長70歳まで国民年金に任意で加入可能。

#### ・国民年金の後納制度（平成27年10月から平成30年9月までの時限措置）

5年後納制度を実施中。過去5年間の未納保険料を納付することが可能（老齢基礎年金の受給権者を除く）。

#### ・合算対象期間

合算対象期間（カラ期間）は、年金額には反映しないが老齢基礎年金の受給資格期間に算入できる期間。

### 【主な合算対象期間（カラ期間）】

- 1 サラリーマン（厚生年金保険や共済組合などの加入者）の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日から昭和61年3月31日まで）
- 2 学生で国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日から平成3年3月31日まで）
- 3 日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日から）
- 4 昭和36年4月から昭和61年3月の間に脱退手当金の支給を受け、昭和61年4月以後65歳までの間に納付済期間または免除期間がある場合の脱退手当金の対象期間（昭和36年4月1日から昭和61年3月31日まで）

平成 28 年 9 月 21 日  
(理事会決定)

## 社会保険未加入対策の一層の強化について

一般社団法人日本建設業連合会

社会保険未加入対策については、平成 29 年度までに企業単位で 100%、労働者単位では製造業相当を目指すとの目標のもとに官民あげて対策に取り組んでいるところである。

今般、国土交通省では、社会保険への加入徹底に向けた取り組みを建設企業が足並みを揃えて一層強化するため「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。) を一部改訂するとともに、適正な保険への加入が確認できない作業員の取扱いなど「ガイドライン」の運用について通達を行ったところである。

日建連では、建設技能者の処遇改善による担い手の確保と法定福利費を適正に負担する事業者間の公平で健全な競争環境を構築するため、昨年決定した「社会保険加入促進要綱」(以下「要綱」という) 及び「社会保険の加入促進に関する実施要領」(以下「実施要領」という) に基づき、下請企業に対する社会保険加入指導の徹底、適正な法定福利費の確保及び社会保険未加入企業の排除等に取組んでいるところであるが、今回の「ガイドライン」の改訂等を受け、「要綱」、「実施要領」を別添のように改正し、前述した目標達成に向け、社会保険加入促進に一層取組むこととする。

今回の改正では、平成 29 年 4 月 1 日から、工事の施工への影響を踏まえつつ、特段の理由がない限り社会保険への適正な加入をしていない労働者については、工事現場への入場は認めないこととし、今後必要な下請企業に対する周知方法等を定めている。日建連会員企業は、今回の改正の趣旨を踏まえ、企業単位のみならず労働者単位においても社会保険の加入徹底について足並みを揃えて推進していくこととする。

以上

# 社会保険加入促進要綱

一般社団法人 日本建設業連合会  
平成27年1月19日制定  
平成28年9月21日一部改正

## 第1 適正な受注活動の徹底

日建連会員企業（以下「元請企業」という。）は、従来のデフレ経済の下での低価格受注の多発が労働者の劣悪な待遇を招いたことを真摯に受け止め、発注者との契約において、適正価格での受注、適正工期の確保、適正な契約条件の確保を徹底する。

## 第2 受注時における適正な法定福利費※の確保

元請企業は、第4により内訳明示された適正な法定福利費を確保し、企業及び労働者の社会保険加入を促進することの重要性を踏まえ、発注者に対して、法定福利費を適正に計上した金額による見積及び契約締結を徹底する。

## 第3 社会保険（企業単位及び労働者単位）加入の指導と徹底

### （1）一次下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、元下契約時等において企業単位及び労働者単位で社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、契約後に加入状況を確認し、未加入の場合は適正な加入を徹底するよう指導する。

### （2）二次以下の下請企業について

元請企業は、二次以下の全ての下請企業に対して、一次下請企業等を介し再下請負契約時等において企業単位及び労働者単位での社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、元下契約後に二次以下の下請企業及び労働者の加入状況を確認し、未加入の場合は、一次下請企業等を介し適正な加入を徹底するよう指導する。

### （3）未加入の場合の取扱いの周知徹底について

元請企業は、全ての下請企業に対して、適正な社会保険に未加入の下請企業及び労働者の取扱いについて周知徹底する。

## 第4 元下契約等における適正な法定福利費の確保

### （1）法定福利費の内訳明示について

#### ①一次下請企業について

元請企業は、元下契約に際し、一次下請企業に対して標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底させる。

#### ②二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業に標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底するよう指導する。

### （2）適正な法定福利費の確保について

## ①一次下請企業について

元請企業は、提出された標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した元下契約を締結する。

## ②二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業から提出された標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した再下請負契約を締結するよう指導する。

## 第5 雇用と請負の明確化（偽装請負の排除）

### (1) 重層下請構造の改善について

元請企業は、行き過ぎた重層下請構造が労働者の劣悪な待遇を招いていることを十分に認識し、一次下請企業に対して、平成30年度までに再下請負契約について原則二次下請まで（設備工事は三次下請まで）とするよう指導する。

### (2) 偽装請負の排除について

#### ①一次下請企業について

元請企業は、偽装請負等により労働者が本来加入できる社会保険に加入できていないことが少なくないことに鑑み、元下契約に際し、一次下請企業に対して偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

#### ②二次以下の下請企業について

元請企業は、同様に、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業が偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

## 第6 社会保険未加入企業の排除

### (1) 一次下請企業について

元請企業は、平成27年度以降、元下契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない下請企業と契約を締結しないことを徹底する。

### (2) 二次以下の下請企業について

元請企業は、平成28年度以降、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない二次以下の下請企業と契約を締結しないことを徹底するよう指導する。

## 第7 社会保険未加入労働者の現場入場の制限

元請企業は、平成29年度以降、工事の施工への影響を踏まえつつ、特段の理由がない限り社会保険への適正な加入をしていない労働者については、工事現場への入場は認めないことを徹底する。

## 第8 行政に対する要請

日建連は国の行政機関に対して以下の事項を要請する。

- ① 受給資格の緩和など労働者が加入しやすい社会保険制度を整備すること
- ② 建設業許可・更新時に社会保険加入指導を徹底すること

- ③ 専門工事業者に対する社会保険加入指導をさらに徹底すること
- ④ 専門工事業者に対して標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書の理解と浸透を図ることともに、法定福利費の算出方法について簡便な方式を作成し指導すること
- ⑤ 企業及び労働者の社会保険への加入実態の確認が容易となる就労管理システム（仮称）を早急に構築すること

## 第9 適用

本要綱は、平成27年4月1日から適用する。また、平成28年9月21日改正に係る部分は平成28年9月22日から適用する。

※ 法定福利費とは社会保険料に係る事業主負担分をいう。

## 社会保険未加入対策の一層の強化に向けた具体的活動の実施について

平成 28 年 10 月 18 日  
一般社団法人日本建設業連合会  
労 働 委 員 会

平成 28 年 9 月 21 日理事会において決議された「社会保険未加入対策の一層の強化について」を受け、日建連会員企業は、平成 29 年 4 月 1 日に向け社会保険加入率を更に上げるべく、以下の事項について具体的に取り組むこととする。

### 1. 現状把握

- ・ 各社において、企業単位及び労働者単位の適正な社会保険加入状況について調査・把握の実施

### 2. 加入に向けた周知徹底・指導等

- ・ 社長通達等の方法により社内に対する周知徹底
- ・ 協力会の会議、安全大会等における専門工事会社に対する周知徹底
- ・ 現場において、下請会社、現場入場者に対する周知徹底（ポスターの制作および掲示、新規入場者教育用紙への追記等）
- ・ 各社における加入促進キャンペーン等の実施（加入促進月間、加入促進運動等）

### 3. 見積要綱、契約書等契約関係書類の変更

以下の内容を踏まえ、下請企業からの見積書の提出に関する書類（見積要綱等）や元下契約に関する書類を改訂するとともに、契約関係者に周知徹底する。

- ・ 来年度以降、特段の理由がない限り適正な社会保険に加入していない一次下請企業の労働者（二次以下の下請企業の労働者も含む）は工事現場への入場を認めないと明示（見積要綱に明示、元下契約の契約条件にする等）

以上

# 至急 社会保険に加入しましょう!

2017年4月以降は、特段の理由がない限り適正な社会保険に未加入の方は工事現場に入場できなくなります!



- ① **特段の理由** → 国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(平成28年7月28日付)において、提示されました。(QRコード参照)
- ② **適正な社会保険** → 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の3保険を言います。  
(雇用されている企業の法人と個人事業主の別や規模、あなたの就労形態等により、加入するべき保険は異なります。雇用されている企業に確認してください。)

※社会保険は、企業・国民に義務付けられた、皆さんの生活を守る為の保険です。必ず加入しましょう。



一般社団法人 日本建設業連合会  
JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS



## 社会保険未加入対策の取り組みについて

平成28年12月21日

(一社) 全国建設業協会

全建では、社会保険の加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに事業者間の公平で健全な競争環境を構築することとし、地方の中堅・中小の元請業者の団体として自らが取り組むべき対策を「社会保険加入促進計画」(平成24年10月)として取りまとめ、平成28年度までの5か年間の計画として取り組んできたところである。

## 【取り組みの内容等】

## (1) 会員企業等への周知・啓発

広報誌及び社会保険加入状況記載欄を設けた「全建統一様式」の活用による周知・啓発

## (2) 社会保険未加入事業者への対応

協力会社の社会保険加入状況をチェックし、未加入業者に対し加入を促進

## (3) ダンピング対策及び法定福利費の確保

脱ダンピング受注及び法定福利費を内訳明示した標準見積書を活用した法定福利費の適正負担に努める

## (4) 重層下請構造の是正

必要最小限の下請負契約に努める

## (5) 偽装請負等の是正及び一人親方対策

労務関係諸経費の削減を意図した偽装請負等の是正に向けた関係法令遵守の指導

## (6) 就労履歴管理への対応

就労履歴管理システムへの参加の是非を検討

## (7) 社会保険未加入者の排除

当面5年を目安に社会保険未加入業者と契約を行わないことや作業員の現場入場を認めないことを念頭においた計画推進への努力を要請

計画の具体的な取り組みに当たっては、都道府県協会役職員をメンバーとする社会保険加入促進計画実務者会議を設置するとともに、全建役職員による取り組み強化キャラバンを派遣し、都道府県協会の会員企業への社会保険加入促進

計画推進の徹底と、会員企業を通じた下請企業への加入指導に取組んでいる。

このほか、「建設業の実務担当者なら誰でもわかる—全建の社会保険加入促進Q&A—」による周知・啓発、全建労働部相談窓口における随時相談対応、及び国交省通知（下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等（8月）、中小建設業者のための「法定福利費セミナー」の開催（11月）、建設業における社会保険への加入の徹底に係る注意点及び相談体制の周知（12月）等）の周知徹底に努めたところである。

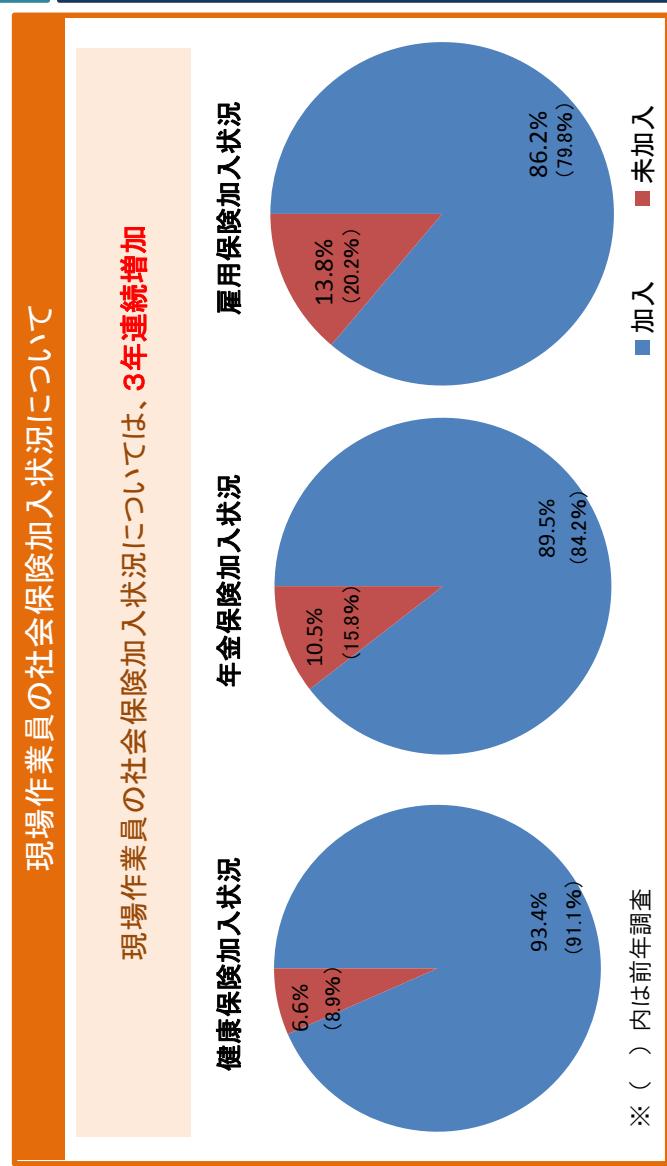
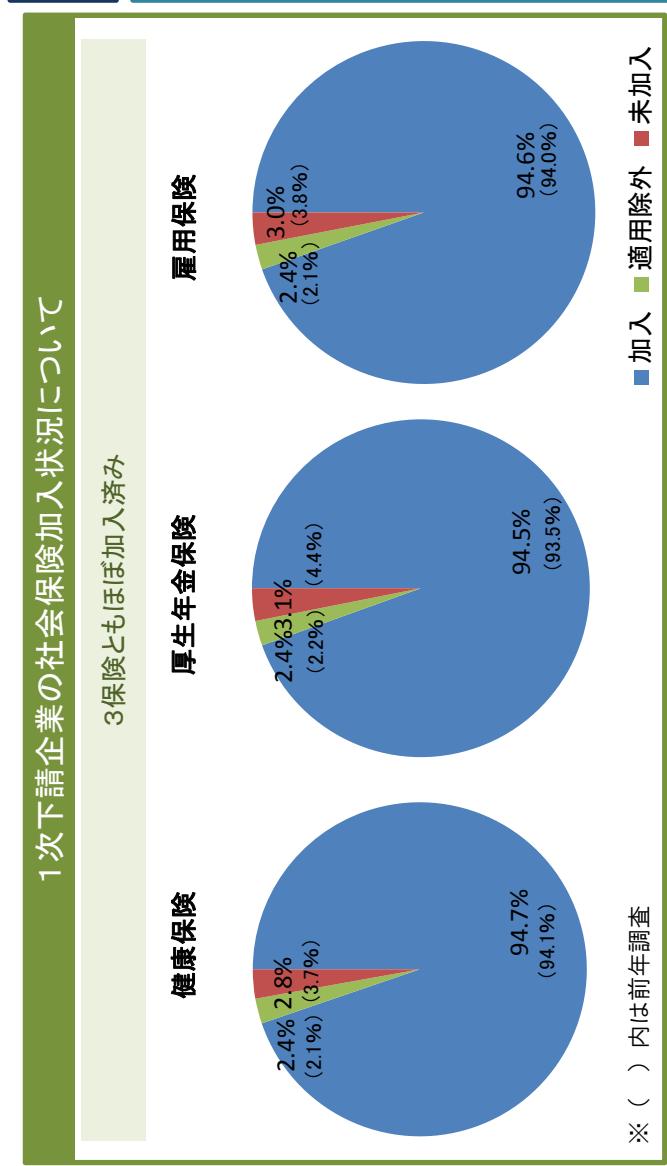
その結果、都道府県協会会員企業の平成28年8月1日現在の社会保険加入状況調査の結果（別添）を見ると、会員企業と契約関係にある1次下請企業の社会保険加入状況は、適用除外企業を除くと3保険共に97%程度で微増、今年度新たに調査した2次、3次下請企業では、今年度中にほぼ100%加入となる見込みと答えた企業を含めると、2次では72%程、3次では55%程となっている。

また、8月1日の作業員名簿から現場労働者の3保険加入状況を調査したところ、健康保険では93%程（前年91%程）、年金保険90%程（同84%程）、雇用保険86%程（同80%程）となったところである。

今後、目標年次の到来を前に残る3か月間は、引き続き全建労働部相談窓口におけるきめ細かな個別相談や「全建統一様式」及び「建設業の実務担当者なら誰でもわかる—全建の社会保険加入促進Q&A—」を活用した加入促進、さらには各都道府県協会の会員企業を通じ、標準見積書等を活用した法定福利費の内訳明示の徹底について、着実な取り組みを求めていく。

加えて、平成28年8月1日調査で、本年度中の加入が見込まれない2次、3次の下請企業、及び作業員名簿で加入すべきであるにもかかわらず加入手続がなされていない労働者について、平成29年3月末までに加入手続を行うよう労働委員会で議論するとともに、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」等の再度の周知徹底を図り、目標達成に努めていく予定。

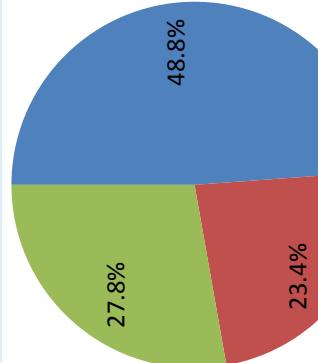
# 社会保険加入状況調査結果



[調査規模等] ① 47都道府県建設業協会に調査を依頼し、45協会から回答  
 ② 調査依頼企業数1,410社、回答企業数1,170社(回答率 83.0%)  
 [調査時期] 平成28年8月1日現在の状況  
 [回答企業の事業内容] 土木477社、建築81社、土木建築602社、その他10社

## 2次下請の社会保険加入状況

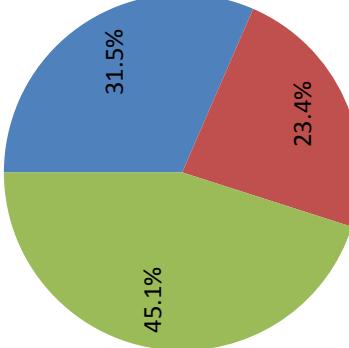
今年度中に(ほぼ)100%加入となるのは**72%程度**



1. 既に(ほぼ)100%加入している  
 2. 今年度中に(ほぼ)100%加入となる見込み  
 3. 100%加入が来年4月1日以降となる見込み  
 ※「2次下請なし」を含まない。

## 3次下請以下の社会保険加入状況

今年度中に(ほぼ)100%加入となるのは**55%程度**



1. 既に(ほぼ)100%加入している  
 2. 今年度中に(ほぼ)100%加入となる見込み  
 3. 100%加入が来年4月1日以降となる見込み  
 ※「3次下請なし」を含まない。

平成 27 年度

「社会保険未加入対策具体化検討委員会」

# 平成 27 年度 社会保険等加入状況 に関する調査報告書

平成 28 年 3 月

一般社団法人 建設産業専門団体連合会

# 平成 24-27 年度 社会保険等の加入状況の推移

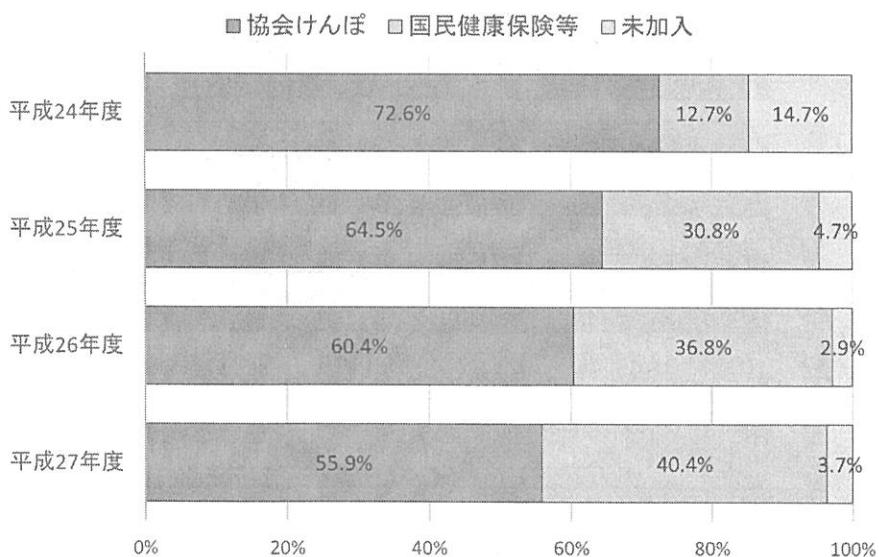
社会保険等加入状況に関する調査は、平成 24 年度に開始され、今回で 4 回目を迎えた。ここでは、過去 4 ヶ年における「健康保険」「年金保険」「雇用保険」の加入率を比較し、その推移を見てみたい。

## 健康保険

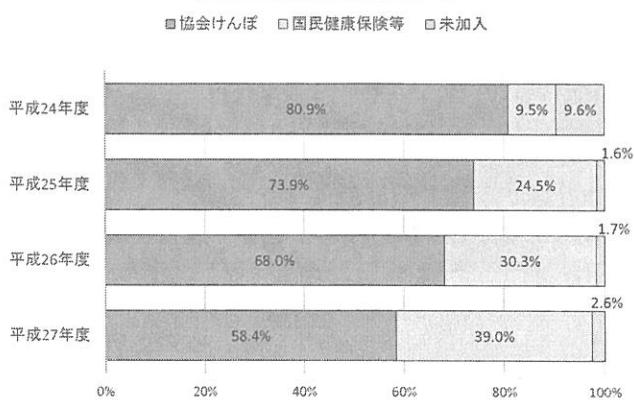
● 平成 24 年度から 27 年度までの過去 4 年間の調査結果を見ると、「健康保険」の全体の加入率は「未加入」が平成 24 年度の 14.7% から平成 27 年度の 3.7% までほぼ毎年度減少を続け、加入率は年々増加している。

～「社員／社員以外」別の動向～

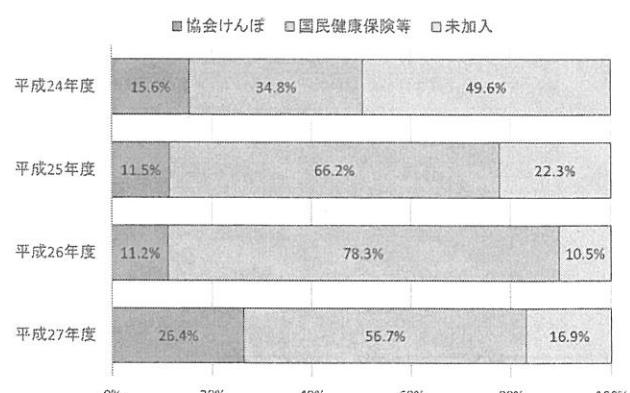
● 「社員」における加入状況を見ると、「未加入」は平成 24 年度は 9.6% であったが、平成 27 年度は 2.6% と大幅に減少。「社員以外」では、平成 24 年度は「未加入」が 49.6% とほぼ半数を占めていたが、以後順調に減少し、平成 27 年度は 16.9% と大幅に減少した。



### 社員

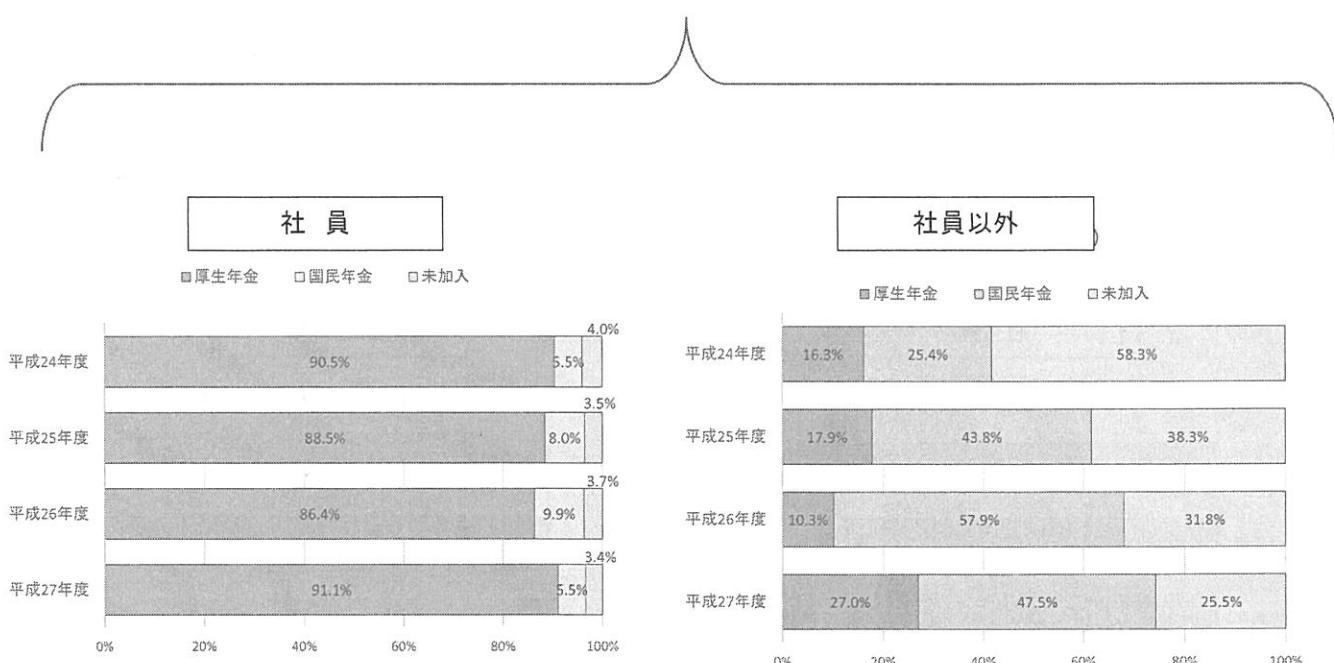
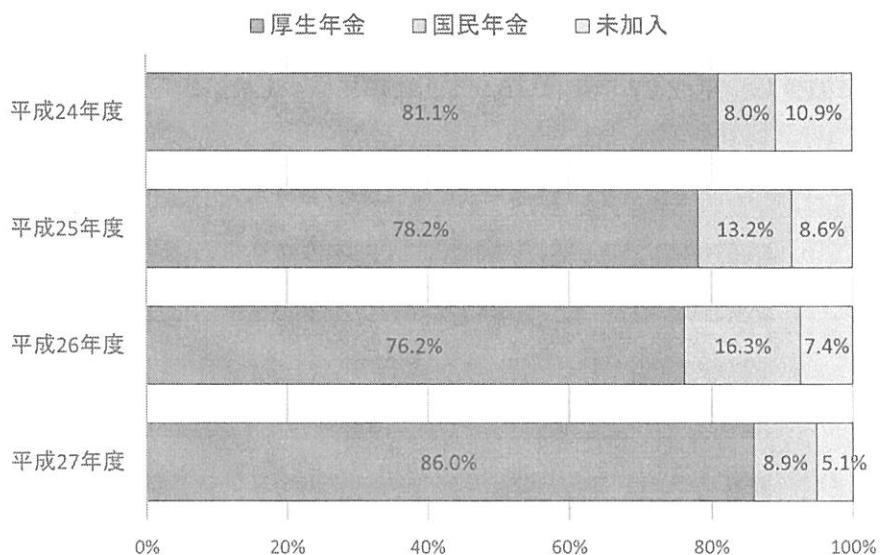


### 社員以外



## 年金保険

- 「年金保険」の全体の加入率は、「未加入」が平成 24 年度の 10.9% から平成 27 年度の 5.1% まで毎年度順調に減少を続け、それに対応して「加入率」も上昇した。
- ～「社員／社員以外」別の動向～
- 「社員」における加入状況を見ると、「未加入」は平成 24 年度、4.0% であったが、平成 27 年度は 3.4% と減少。「社員以外」では、平成 24 年度は「未加入」が 58.3% と半数以上を占めていたが、平成 27 年度は 25.5% と大幅に改善され、未加入者は平成 24 年度と比べ、半減している。

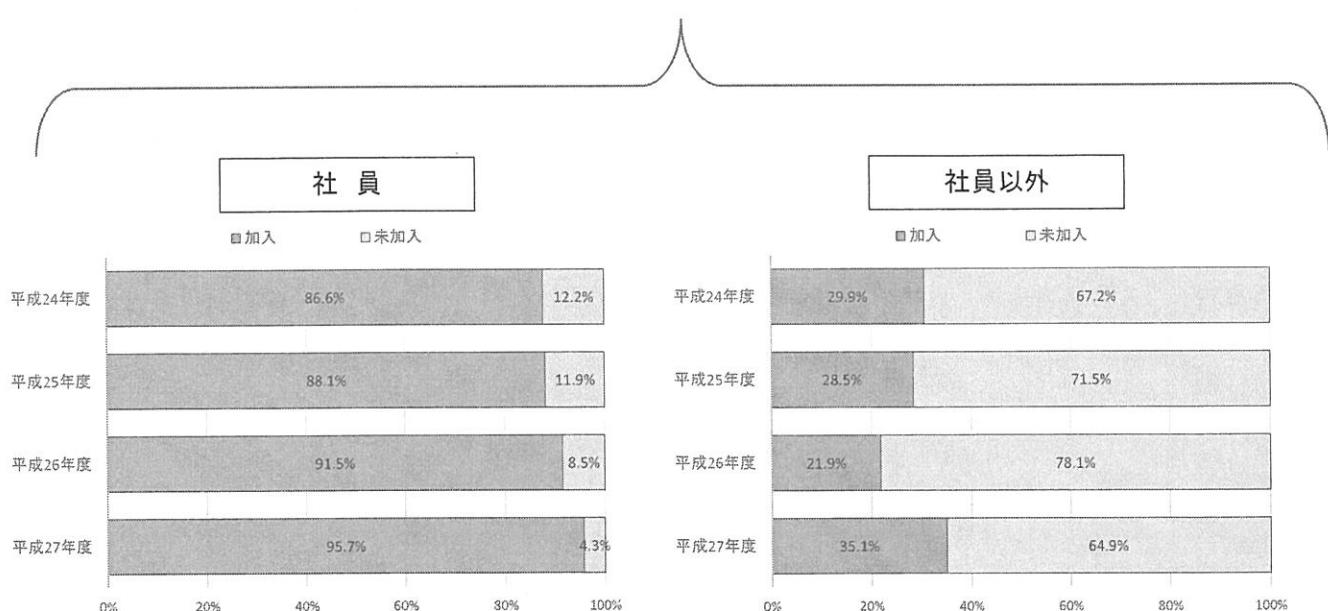
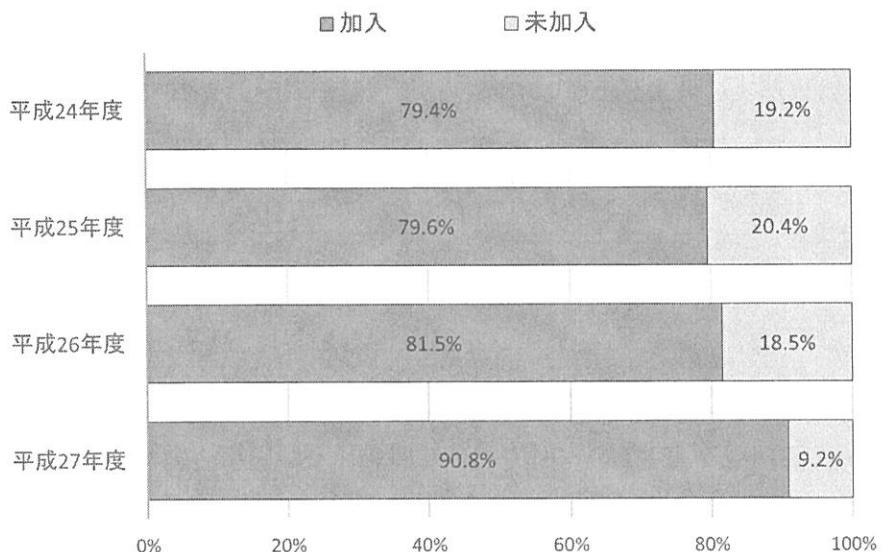


## 雇用保険

- 「雇用保険」の全体の加入率は、「未加入」が平成 24 年度の 19.2%から平成 27 年度の 9.2%まで減少している。特に平成 26 年度から 27 年度にかけて大幅に減少した。

～「社員／社員以外」別の動向～

- 「社員」における加入状況を見ると、「未加入」は平成 24 年度、12.2%であったが、平成 27 年度は 4.3%と大幅に減少。「社員以外」では、平成 24 年度は「未加入」が 67.2%と半数以上を占めていたが、以後大きな変化はなく、平成 27 年度では 64.9%と平成 24 年度よりは減少はしたが、小幅な減少、改善にとどまっている。



# 厚生年金保険適用状況調の特徴と全建総連の取り組み

## 厚労省年金局公表の適用状況調より(2016.9.)

①適用事業所数 1,916,585事業所→前年度4.7%増

○5人未満事業所の適用構成率57.7%

②適用事業所増の背景

○厚労省の未適用対策の強化→未加入事業所の推計値200万事業所

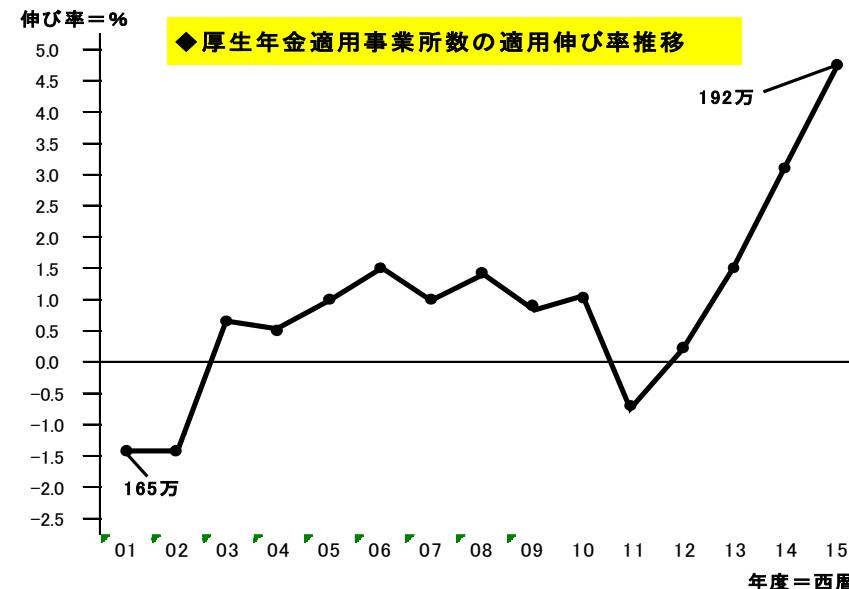
○国交省建設業「社会保険未加入対策の推進」

→2011年以降の飛躍的増加

③全建総連の取り組み

○事業所への呼びかけ相談

○法定福利費確保の取り組み→請求・要求の強化



## 産業分類別 就業者数 事業所数 適用状況の特徴と今後の課題

産業分類別 就業者数 事業所数 厚生年金・雇用保険適用事業所、被保険者の構成率

産業分類	就業者構成率	産業分類	事業所構成率	産業分類	厚年適用事業所	産業分類	厚年適用被保険者	産業分類	雇用保険適用事業所	産業分類	雇用保険被保険者
1 卸売・小売業	16.1%	卸売・小売業	25.4%	建設業	18.1%	製造業	23.4%	卸売・小売業	18.2%	製造業	21.4%
2 製造業	16.0%	宿泊・飲食サービス業	13.1%	卸売・小売業	17.6%	卸売・小売業	15.5%	建設業	15.5%	卸売・小売業	17.8%
3 医療・福祉	12.5%	建設業	9.3%	製造業	13.4%	医療・福祉	12.3%	製造業	13.7%	医療・福祉	12.4%
4 建設業	7.6%	製造業	8.8%	医療・福祉	9.1%	建設業	7.9%	医療・福祉	7.9%	運輸郵便業	7.2%
5 宿泊・飲食サービス業	6.1%	生活関連サービス業	8.8%	学術技術サービス業	7.6%	運輸郵便業	7.2%	学術技術サービス業	7.3%	建設業	5.8%

①全建総連の適用事業所数増

○22国保組合(2016.3月末現在)  
○適用除外承認数49,174事業所  
○前年度比6,580事業所→15.5%

②建設業適用事業所数第1位

③今後の課題

○誤った指導による適用の移行  
○総合的な事業所対策  
○法定福利費等の適用確保

※就業者数の構成率は、労働力調査2016年7月分より出所

※事業所数の構成率は、2014年7月経済センサス基礎調査より(総務省、2015年11月30日公表)

※厚生年金・雇用保険適用事業所、被保険者数の構成率は、厚労省「適用状況調」(2015年9月1日現在)より

## 1

# 建設生産現場の就労状況 一人親方、一人法人の急増

重層下請による生産体制で成り立つ建設業では、社会保険料などの人件費を抑制するために、これまで雇用してきた建設技能者を外注化して、請負的な就労をさせることが一般的になりつつあります。そのため雇用関係が生じにくい「一人親方」が増加しており、さらに上位企業の求め等に応じて「一人法人」を設立する動きが増えています。

特に「一人法人」の多くは、一人親方や個人事業主が公営国保に加入したまま法人設立をしているものと思われます。

厚労省は2015年12月に法人の税情報と厚生年金加入事業所の記録から、約79万事業所が厚生年金加入逃れの疑いがあり、厚生年金に加入する資格がありながら、国民年金に加入している従業員が、推計で200万人を上回ることを明らかにしています。

このように建設生産現場では「人を使用するが雇用はない」という実情にあり、建設業での雇用改善を阻む最大の要因となっています。

建設従事者の減少が年々増大しており、このままでは伝統的な技能や技術が次世代を担う若年労働者に継承されないまま、建設産業が衰退していく危機的な状況を迎えています。

一人親方労災加入者の推移（厚労省）			
2001年度	2012年度	2013年度	2014年度
224,873人	397,199人	406,223人	423,971人

建設業における一人法人の推移（総務省）			
1999年	2006年	2012年	2014年
10,438社	13,555社	28,262社	31,666社

建設業の労働人口の推移（総務省） 万人				
	1997年	2007年	2013年	2015年
就労者	685	554	499	500
雇用者	563	450	408	407

## 2

# 国交省による社会保険未加入対策の推進

このような建設業の現状に対して、国土交通省は建設従事者に対する処遇改善の中で、社会保険の適用(医療保険、厚生年金、労働保険)が大きく遅れていることに着目。

そこで国交省では社会保険未加入対策の推進目標を定めて、業界団体の指導的役割を交えながら2017年度までに達成させるとしています。

## 国交省の社保適用推進の目標

- ◎許可業者の100%が社会保険に加入
- ◎社会保険未加入者は現場に原則入れない

組合からのお大切なお知らせです！

## 『適正な社会保険の加入』をご確認ください

上位企業等から協会けんぽに入れと言われる

個人事業所はどうすればいいの？

国の社会保険未加入対策により公共工事等の現場で社会保険の加入の確認が強まっています。自分の会社やそこで働く労働者は？一人親方は？下記を参考に加入すべき社会保険の確認をお願いします。わからないときは、組合へご相談を！

◆あなたはどこに該当しますか、ご確認ください！

	健康保険		年金	雇用保険
A 法人事業所	◎ 協会けんぽ		◎ 厚生年金	◎ 雇用保険
	◎ 建設国保 (適用除外申請)		◎ 厚生年金	
B 個人事業所 (従業員5人以上)	◎ 協会けんぽ		◎ 厚生年金	◎ 雇用保険
	◎ 建設国保 (適用除外申請)		◎ 雇用保険	
C 個人事業所 (従業員5人未満)	◎ 市町村国保		◎ 国民年金	◎ 雇用保険
	◎ 建設国保		◎ 雇用保険	
D 一人親方	◎ 市町村国保		◎ 国民年金	加入義務なし (入れません)
	◎ 建設国保		◎ 雇用保険	

◎は社会保険の強制適用事業所。上記のとおり加入していれば適正な加入となります。

ご注意を！  
健保適用除外をしている事業所は適法です。上位企業や自治体からおかしいと言われたら組合にご相談を！

私たちは建設国保と厚生年金のセット加入による  
社会保険加入促進を行っています！

国土交通省が認めています

「建設国保」と「厚生年金」のセットで社会保険に加入することは、国土交通省「建設業に係る協会けんぽへの」（平成24年7月30日付け）に「適法」と記されています。

しかし、元請や上位企業の指導では、健保適用除外により建設国保に加入している仲間に對し、「建設国保は社会保険未適用である」との誤った認識により、協会けんぽへの加入指導が行われている事例があります。



ご不明な点は今すぐ組合へ

## 社会保険等未加入対策の推進に関する申し合わせ

第7回社会保険未加入対策推進北海道地方協議会の開催に当たり、以下のとおり申し合わせます。

### 一、社会保険未加入対策の徹底

社会保険未加入対策の目標年次としてきた平成29年度まで残りわずかとなり、あらためて、関係者全体で社会保険の加入を徹底するとの認識を共有します。

また、そのためには適切な法定福利費の確保が不可欠であることから、法定福利費が発注者から下請企業まで適正に支払われるよう、過去の本協議会における申し合わせを踏まえ、それぞれの立場から取り組むことをあらためて確認します。

### 二、目標年次の到来以降の社会保険の推進

社会保険未加入対策の結果を定着させるためには、平成29年度の目標年次の到来以降も、その結果を的確に把握し、引き続き取り組む必要があります。

そのため平成29年度は、5年間の社会保険未加入対策を踏まえ、それぞれの立場から、目標の達成状況の把握に努めるとともに、そこで得られた課題について真摯に受け止め、社会保険の加入の徹底を確実にするために必要な対策を講じます。

これらを通じて、建設業界全体に広く社会保険の加入を定着させていきます。

平成29年2月27日

社会保険未加入対策推進北海道地方協議会